平成２３年（フ）第２８６号
神奈川県厚木市岡田１丁目８番５―503号
債務者　米光　篤子
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第３１号
新潟県上越市大字岩木385番地１　メゾン・エスポワール205号
債務者　**榆**井　慎也
1　決定年月日時　平成23年５月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２３年（フ）第８１０号
名古屋市名東区香流１丁目1012番地　サンローヤル名東ビル30Ａ号
債務者　佐藤　美枝
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１１２０号
名古屋市千種区松軒２丁目13番17号　朝日マンション２Ｆ北
債務者　伊東　栄子（旧姓千葉・中野）
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１１９７号
名古屋市北区中丸町１丁目１番地　中丸団地２棟1223号
債務者　問田真一郎
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６９号
愛知県稲沢市平和町下起南263番地
債務者　田島　陽子
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第７０号
愛知県稲沢市平和町下起南263番地
債務者　田島　美香
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第７８号
愛知県一宮市泉２丁目10番21号
債務者　久米　光信
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第１７７号
愛知県一宮市奥町字県郭18番地７
債務者　宮崎明日香
1　決定年月日時　平成23年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第４０号
香川県高松市多肥上町1922番地４
債務者　青山　正希
1　決定年月日時　平成23年５月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第１１２号
香川県高松市三条町106番地10　アーデンヒル201号室
債務者　南田美由紀（旧姓柿内）
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第１１８号
香川県さぬき市志度4302番地、住民票上の住所徳島県海部郡美波町奥河内字弁才天140番地３
債務者　樫谷　東男
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第１１９号
香川県さぬき市志度4302番地、住民票上の住所徳島県海部郡美波町奥河内字弁才天140番地３
債務者　樫谷　美加（旧姓濵田）
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第１４７号
香川県丸亀市綾歌町岡田上2657番地４
債務者　山下　幸子（旧姓大前）
1　決定年月日時　平成23年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第１９３号
香川県高松市高松町2415番地15
債務者　善生　味希
1　決定年月日時　平成23年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第１９４号
香川県高松市高松町2415番地15
債務者　善生　照子（旧姓國宗）
1　決定年月日時　平成23年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第４１号
佐賀県佐賀市開成１丁目５番310―23号
債務者　広瀬　和哉（旧姓土師）
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係